

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和7年10月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20251008	名古屋近鉄タクシー株式会社(法人番号3180001031791) 代表者仲井隆	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目2番2号	黄金営業所	愛知県名古屋市中村区黄金通8丁目16番地	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年6月24日及び令和7年7月2日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(3)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	8	2
2 20251017	光タクシー有限会社(法人番号8210002002940) 代表者鎌田正弘	福井県福井市照手4丁目17-12	本社営業所	福井県福井市照手4丁目1913番地2号、1912番地	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項	令和7年1月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)苦情処理の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(4)事故の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(5)乗務員等台帳の作成、備付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(6)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(7)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(8)整備管理規程制定義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(9)運行管理規程の記載事項不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)、(10)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)	1	1
3 20251017	株式会社あんしんネットあいち(法人番号4180001020463) 代表者天野清美	愛知県名古屋市中川区尾頭橋四丁目10番地7号	本社営業所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋四丁目10番7号	輸送施設の使用停止(30日車)	道路運送法第13条	令和7年7月15日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	3	3
4 20251017	丸八交通株式会社(法人番号5180001024331) 代表者森孝義	愛知県名古屋市天白区植田西2丁目1201番地	本社営業所	愛知県名古屋市天白区植田西2丁目1201番地	輸送施設の使用停止(30日車)	道路運送法第13条	令和7年7月29日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。